

※所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料（均等割額）の軽減措置があります。（65歳以上の公的年金所得については、15万円を控除して軽減判定を行います。）

総所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯 ※総所得金額 = (年金収入額 - 公的年金控除額) + 農業所得などその他の所得	軽減割合
33万円（基礎控除額）	7割軽減
33万円（基礎控除額）+ 24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）	5割軽減
33万円（基礎控除額）+ 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割軽減

《被用者保険の被扶養者だった方の特例》

・後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険組合などの被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入の月から2年間、所得割額は課さず、均等割額を5割軽減します。さらに、平成20年度については、4月から9月まで保険料負担はなく、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減します。

※「均等割額」と「所得割額」は原則として鹿児島県内均一であり、2年ごとに見直されます。

※特別な理由がなく保険料を滞納すると、短期被保険者証（有効期限が短いもの）や資格証明書（医療費の全額をいったん負担して頂くもの）が交付されます。

○高額医療・高額介護合算制度について

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額で上限額を設け、負担を軽減します。

平成20年度は、4月1日から翌年7月31日までにかけた自己負担限度額を合算し計算します。平成21年度からは、8月1日から翌年7月31日までの分を合算し計算します。

《世帯の年間での自己負担限度額》（毎年8月1日～翌年7月31日）

区分	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
①現役並み所得者（課税所得145万円以上）	67万円（89万円）
②一般	56万円（75万円）
③市町村民税非課税の世帯に属する方（④以外の方）	31万円（41万円）
④③のうち年金受給額が80万円以下等の方	19万円（25万円）

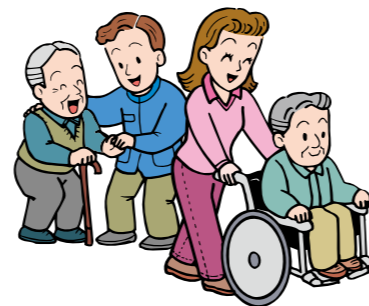
・平成20年度は（ ）の自己負担限度額が適用されます。

○その他の給付等について

- ①被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対し、葬祭費2万円を支給します。
- ②糖尿病などの生活習慣病を早期発見し、予防するために年1回長寿健診を行います。

※上記内容については、国が示した現時点での案ですので、今後変更があり得ます。

問い合わせ先 南九州市役所 市民福祉部 市民生活課 保険係
TEL 0993-56-1111（内線4121・4120）



□後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に、高騰する老人医療費を現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすいものとするために創設されました。

また、高齢者の心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな診療報酬体系を定め、安心して医療を受けることのできる中身になっております。

これまで老人保健制度で医療を受けていた全ての方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度で医療を受けて頂くことになります。

制度は変わりますが、後期高齢者被保険者が受ける医療給付の種類は、これまでの老人保健及び国民健康保険において支給されているものと基本的に同じです。（例：窓口での自己負担割合・高額医療費の限度額など）

【以下直接被保険者の方に関する現行老人保健制度と大きく異なるポイントを示します。】

◎後期高齢者医療制度のポイント

○運営主体について

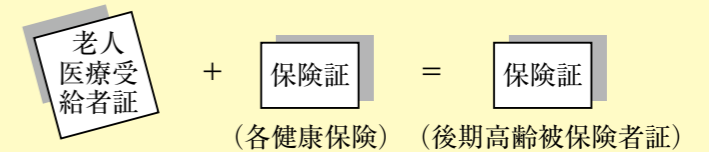
鹿児島県内の全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営します。

※医療の給付、保険料の決定等は鹿児島県広域連合が行いますが、各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収は南九州市が行います。

○保険証について

お医者さんにかかるとき、老人医療受給者証と被保険者証（各健康保険証）の2種類必要でしたが、後期高齢者被保険者証1種類になります。

被保険者お一人1枚の被保険者証を交付します。



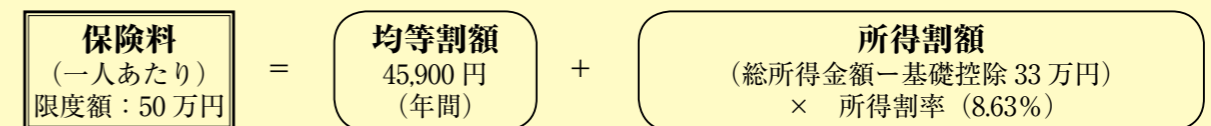
※毎年8月に保険証の更新があります。（1年更新）

ただし、平成20年度（制度施行年度）に限り有効期限は、平成20年4月1日～平成21年7月31日までとなります。

上記保険証は平成20年3月下旬に被保険者の皆様へ交付します。

○保険料について

鹿児島県に在住する被保険者全員が負担能力に応じて公平に納めて頂きます。



保険料の納め方については、下記の2通りがあります。

- ・特別徴収…年額18万円以上の年金を受給している方で、年金から保険料が天引きされます。
- ・普通徴収…上記に該当しない方で、納付書又は口座振替等の方法により納めて頂きます。